

霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を次のように改正する。

平成27年6月15日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

霧島市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成20年霧島市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条の表丙種区域の項区域の範囲の欄中「西牧之原工業団地」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

牧之原学校給食センターの移転を予定している西牧之原工業団地について、農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)に基づく農村地域工業等導入実施計画の変更(取り消し)に関する協議が整ったことなどを踏まえ、当該工業団地を本条例を適用する区域の範囲から削るため、本条例の所要の改正を行おうとするものである。